

### 第3回川越市新斎場建設事業説明会を疑義とする紙上公開質問書

川合善明 川越市長殿

行政調査新聞社 松本州弘

平成二十五年九月四日

平成25年8月18日開催の第3回川越市新斎場建設事業説明会は、単なる「事業経過説明会」であり、「都市計画法第66条に基づく住民説明会」とは言えない。

後記するが、川越市による第3回川越市新斎場建設事業説明会なる設置は、当会を主導せる市民部及び新斎場建設準備室による都市計画部に対する越権行為であり、主要部門を司るべき所轄機関不在の当該説明会は、市民部及びそこに所属する新斎場建設準備室が意図的に計画招集したとしか考えられない。斯様な市民部の独走は、法律に定める行政組織条例違反であり、これらを曲げて恣意による独善的権力体制を構築せんとする反市民的行為は、条例・規則を基本にして業務を遂行する行政公務の規範を根底より覆す由々しき犯罪行為であり、これを放置することは許されない。早々に市民部に所属する「新斎場建設準備室」の解体を要求するものである。

いずれにせよ当該説明会は、告示に基づく説明会とはいえない市民部の意図的独占行為と呼ぶべきものであり、斯様な不安状況を生産する川越市に対し、住民は更なる不信感を増幅させるのである。

これらによつて企画された当該説明会を正常な「都市計画法第66条に基づく住民説明会」とすることは容認できない。よつて、法第66条の趣旨に則つた説明会を何時開催されるのか早急に地域住民にご回答戴きたい。

#### 記

一、説明会の形式について

①まず、都市計画法の実施を所管する都市計画部長の出席による「法第66条に基づ

く住民説明会」であることを趣旨説明が無く、法の趣旨に則っていない。

②次に、都市計画法の実施の権限を持たない、司会の渋谷室長の開会の言葉、主催者代表の奥山副市長・木島市民部長の挨拶の言葉の中でさえも「法第66条に基づく住民説明会」であることを趣旨説明が全く無い。

③また、説明会開催のお知らせ及び配布資料にも「法第66条に基づく住民説明会」であることの趣旨説明の表記が全く無い。

二、周辺環境整備事業の内容について、生活環境の安全保障を常時把握できる大気測定所整備が盛り込まれておらず、最も大切な生命の安全に対する配慮が欠落している、事業施行について住民の協力を得られるように努める内容となっていない。

三、隣接農地および近隣住民宅の地価下落に保障の対策が全く示されていないことは法律上の重大な所有権侵害と重大なる差別行為であり、事業施行について住民の協力を得られるように努める内容となっていない。

四、配付された資料《全体配置計画》にある周辺の住宅・商業施設・福祉施設等に配慮しとあるが、生活環境の要である農地に関する部門が完全に欠落している。火葬場接続農地及び周辺農地に関する重要性を何等省みていない。

農地は人間生活の第一必要資源を生産する部門に位置している。農（脳）の無い国は亡びると言われるように、川越市は埼玉県下随一の農地所有地域でありながら川越市は農地に向けた配慮を著しく欠いたことに不信を強くする。隣接農地及び周辺農地に浴びせる火葬場より排出する汚染物資を市は安易な統計を以て算定していることに怒りが湧いてくる。

今回の説明会は実に地域農業に従事する人々の存在を軽視したもので、今回の如き軽々な説明会ではなく「都市計画法第66条」に基づく住民説明会に於いては、当該問題を議題に載せなければ許されぬ大きな問題となる。

五、斎場予定地を縦断する水路、斎場予定地内の公道をそれぞれ勝手に川越市は廃止を予定しているが、これらは当然付け替えし周辺に有効に活用しなければならぬ。川越市が示す配置図を見る限り、現在活用されている水路及び道路の全てを廃止しており、当然川越市が示すべき環境の整備を実行していない。

従来、川越市は民間に対し購入した農地以外に使用する場合は、水路・道路という公共施設の付け替えを厳しく指導してきたが新斎場計画予定地に存在する水路・道路に関しては、付け替えを川越市自らが廃止する恣意的暴挙を犯そうとしている。

このことは周辺農地に対して環境の整備を著しく阻害し、周辺農地を擁護する配慮を断ち切ることとなり、許されることではない。

六、川越市は今回の事業説明会を都市計画法第66条に基づいて開催したものと思われるが、私共市民は当事業説明会を正規な都市計画法第66条に基づく事業説明会とは認識を別に措かざるを得ない杜撰(ずさん)極まり無い設営であったことに不快の念を抱いている。

左記に都市計画法第66条を記載する。

(事業の施行について周知させるための措置)

【第66条 前条第1項に規定する告示があつたときは、施行者は、すみやかに、国土交通省令で定める事項を公告するとともに、国土交通省令で定めるところにより、事業地内の土地建物等の有償譲渡について、次条の規定による制限があることを関係権利者に周知させるため必要な措置を講じ、かつ、自己が施行する都市計画事業の概要について、事業地及びその附近地の住民に説明し、これらの者から意見を聴取する等の措置を講ずることにより、事業の施行についてこれらの者の協力が得られるように努めなければならない。】とあるように、今回の事業説明会においては、都市計画法第66条にある法の意を満たしていない。よって改めて正式な「都市計画法第66条」に基づく住民説明会を開催するよう厳しく要請するものである。

川越市は川合善明氏が市長に就任した直後より、小仙波地区に火葬場を設けることが天より与えられた使命であるかの如く、目的に向けて一途に邁進するというよりも突進してきたと表現するほうが適切である。

突進という行動は、遮(さえぎ)るものを踏み越え目的に向かい突き進むことを言う。確かに火葬場は必要不可欠な施設であるが、小仙波地区に限らず、他の地域であったにせよ火葬場予定地周辺に住み暮らす人たち、周辺農地所有者にとっては迷惑施設以外のなにものでもない。

よって火葬場の設置において発生するマイナス要因に関する対応は、行政の基本たる人道的配慮を一義として碎心の努力を傾注して事に望まなければならない。いわゆるマイナス要因の排除とは、火葬場の設置と同位置に置くべき重要な事業であることを施行者は銘記すべきであるにも係らず、川越市は当該マイナス要因を単なる火葬場設置に反対する者たちによる反論材料に過ぎぬものと定め、市の目的に向けた突進を阻むものと

して黙殺し、踏み潰しても目的を遂げようとする姿勢が在り在りと覗けるのである。  
発信すべき情報を閉ざし市民の忠告に耳を塞ぎ公約を破棄し、反論を遮蔽（しゃへい）  
して参考とせず、目的のみに突進する。これでは市民を前に開かれた中核市の公正なる  
市政の運営であるとは誇れまい、川越市は火葬場地域住民を前に襟を正すべきである。

## 質 問 項 目

一、

本来都市計画法第66条の主旨に基づく説明会であるとするれば、都市計画部長が当該  
の主旨に基づく説明の場に立つことが住民に対する公の姿勢であるにも拘らず、説明の  
用をなさない所轄外である市民部が主導権を執り住民の前に立つ異常な公務状態を私  
共市民は容認することは出来ない。また新斎場建設準備室の立場は、市民部に所属しそ  
の目的は新斎場建設の推進に関する業務が主たるものであり、都市計画部が主導する都  
市計画法第66条の執行を都市計画部の指導に基づいて計画の準備をするに過ぎない  
立場にあつて、当該部署が説明会を主宰する資格を些かも有していない。

にもかかわらず、都市計画法の部門総てを担う都市計画部を排除し、あたかもそれら  
資格を有するが如く地域住民を招集し事業説明会を開催したものの、結果としての内容  
は新斎場建設準備室の一方的に自己主張を押し通す姿勢が会場に混乱を招き、收拾のつ  
かぬままに散会を余儀なくする不様な結果を生起させたのである。これら市民部の対応  
は、都市計画法第66条の主旨に基づく説明を主導する立場とはなり得ぬもので、市民  
部の主導するところは、『住民の意見を聴き、意見に沿うべく措置をし、住民の協力を得  
る』ことに意を注ぐどころかその意識すら持ち得てないのである。

いわゆる都市計画法第66条説明会を模したに過ぎない中味の希薄な常に変わらぬ  
新斎場建設準備室の自己主張の延長に過ぎないもので、会場の一部住民の蟹蹙（ひんしゅ  
く）を更なるものにした何んら得るところのない説明会となり散会に至ったのである。

川越市行政組織条令を繙（ひもと）くに、『部等の設置』については、地方自治法第一五  
八条第一項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次に掲げる部  
を置く。とある。市民部における事業項目は、六項目の他「新斎場建設準備室」が新た  
に付属したが、各課目全て都市計画部の事業に関連すべきものは皆無である。

分掌とは、市民部は市民部の事業に奉仕せよとする行政各業務を分担することを明確  
に定義している。当該条例は、議会によって議決された議会の尊厳に則る法律であり、  
不触の法律である。市民部及び新斎場建設準備室はこれに手を掛けた。

川越市民部及び新斎場建設準備室は、本年8月18日に奥山副市長を頭に、第3回川

越市新斎場建設事業説明会を設営せるが、都市計画法第66条に基づく住民説明会であることを市民に認識させつつ、火葬場の建設予定地である小仙波地区の住民に向けた事業説明会の開催のお知らせ及び配布資料にも、説明会冒頭の副市長に続く市民部長及び副部長兼新斎場建設準備室長の挨拶にも、敢えて「法第66条に基づく」と云う文言を排除したことは、市民部は事務の分掌を厳守せず「都市計画法第66条に基づく住民説明会」に覆いをかけ擬似的「都市計画法第66条に基づく住民説明会」を意図的に開催したことを推察させるものであった。

まさか地域住民としては、川越市が斯様な偽善行為を演出するとは思わず、告示に準じ法律の定めるところによって速やかに行われた都市計画法第66条による法の執行であると認識して当然である。そして今も「**そうである。**」と信じている住民が多く存在する。市民部の斯様な行為こそが小仙波地域住民をペテンにかけ、翻って川越市庁舎内における法に基づく都市計画部の分掌事業の法的決定事項を土足で踏み躪ったのである。

市民部が今に至って、小仙波地域住民いわゆる川越市民に対し、都市計画法第66条の文言を使っていない只の説明会であったと言い募っても、いずれにせよ地域住民の前に都市計画部は業務の遂行を画し、都市計画法第66条に基づく住民説明会を開催しなければ法律違反は免れ得ない。

そうなれば、8月18日に開催された「第3回川越市新斎場建設事業説明会」は何んの為に、何んの理由を以て開催したのかで川越市は悪質な疑似行為を副市長を頭に置き仰々しく第3回云々と銘打って説明会を挙行した愚行を厳しく追求されるべきである。

新斎場建設準備室が他の部署の介入を極力排除する意味（**周辺住民は都市計画部の主導に対し、法第66条の主旨である住民のマイナス要因の排除の要求そして、その意を満たす措置を強く希望する**）は、必然的に都市計画部は法第66条の意に沿い法に定めた措置を履行するであろうことを推察し、市民部に所属する「新斎場建設準備室」の立場として今日まで周辺住民の意向に耳を塞いできた立場の失墜を恐れ、バトンを渡したくない思いが存在したのであろう。

こうした行為で市民を簡単に騙すことができるのかも考えたのか、市民部のこの偽善の行為を誰が企画し誰が黙認したのか、市民部の浅薄で悪質な行為は、川越市の公務に勤しむ全地方公務員の公僕であるとする奉仕の精神を疑うことに通じ、市民の信頼を根底より覆す川越市は、市民を市民と思わぬ僭越至極な幕藩的体制として他の自治体並びに市民より厳しい批判を浴びるであろう。

当該問題は、越権行為であり法律を無視し、議会の決定事項を軽視する悪質行為であり、これらは放置できぬ川越市民に対する蔑視的僭越の行為であり、これらの行政一部署の悪質行為は厳しく追及されてしかるべきことであり、市民の存在をこれ程に軽視す

る法律を逆しにした不遜の行為は公僕として許されない反市民的悪徳の行為である。小仙波地区の住民並びに火葬場周辺に生活基盤を置くそれぞれの住民がそれぞれの営みの中で「都市計画法第66条に基づく住民説明会」であることを心に置き、その事のために忙しい時間を割いて参加した意義を根底から覆した川越市の罪は重い。

以上に関し左記の質問にお答え戴きたい。

イ、

新斎場建設準備室は市民部市民課に新設され、業務の内容は「新斎場の推進に関する事」とある。

既に市民課の業務十六項目の一項に「斎場との連絡調整に関する事」とあるが、市民課に新たに設けられた「新斎場建設準備室」は、旧来あった一項を広範囲に拡大し暗黙裏に市長と直結する機関として権威付けるためのものだろう。

室長として市民部副部長クラスを据えた理由は、火葬場を小仙波地区に設置する目的を確立し、早急な推進を計るため庁内各関係部門との緊密性を必要とする集約的イニシアチブを確保し、同時に火葬場の推進時に確定的に生じるマイナス要因の対応等を一括して処置する窓口とするものであろう。

この一括窓口としての新斎場建設準備室の設置は、速やかに火葬場事業を促進するために執行者の何としても必要とする選択であったであろうことは、今日までの火葬場設置の早急な進行状況を俯瞰（ふかん）すれば、自から推察できるものである。

但し、右の作業は川越市民のためではなく、小仙波地区に火葬場を欲する者達のために必要な処置であった。「新斎場建設準備室」が設置されてより、火葬場推進の障害として隣接地権者の化学的理論に基づいた反対運動並び、周辺住民の生活権利侵害を拒否する反対活動に対し、「新斎場建設準備室」は、一貫してそれら意見を一蹴し続けた非民主的対応は厳しく非難されるべきである。

且つ、川越市議会 総務財政常任委員会における虚偽・詭弁に満ちた回答、それらの姿勢は市民のために公務に準ずる正常な地方自治体行政の姿ではない。

また今回、小仙波地区住民を招集し行った第3回川越市新斎場建設事業説明会を本来主導すべき都市計画部を排除した行為は、関連各部署のイニシアチブを確保したとはいえ、定義された自治法を跨ぐ犯罪的僭越行為を「新斎場建設準備室」の意思で履行したとなれば、その行為はある種の権力を笠に着る不遜な振る舞いと云わなければならない。

火葬場建設に反対する隣接地権者・周辺住民に向けた権力的独断と偏見、総務財政常任委員会で回答せる欺瞞に満ちた回答、都市計画部に対する自治法を無視した犯罪的排除、これらの悪行すべてを「新斎場建設準備室」が主導したのである。

この様態は、正常な公務を遂行する行政の有るべき姿とは云えない。

川越市は火葬場の単なる推進作業とはいえない非民主的・独断専横を専（もっぱ）らとする行政活動を物語るものであり、川越市はこれら正常な行政公務と視るか、不正常な様態と視るかを知りたい。

ロ、

都市計画部という所轄担当部の責任者として都市計画部長が当会場に姿を現さないことは、都市計画法を所管する責任者不在の中での都市計画法第66条による説明会と称する理由は成立しない。であれば、当該説明会は無効であり、単なる事業経過説明会に過ぎなかったということになるが、斯様な地域住民を欺く疑似説明会を何故に催したのかを知りたい。

ハ、

川越市が計画する火葬場は平成25年6月25日埼玉県から都市計画法第62条第1項による都市計画の事業認可を受けた。

当該事業認可は県より川越市長名で取得したもので「新斎場建設準備室」が直に認可を受けたものではない。当該事業説明会での「新斎場建設準備室」の役割は、都市計画部の事務の手伝いにすぎず、こうした部署が都市計画部の法律代行を務めることはできない筈だが、何故に説明会が挙行できたのか、或いは単なる説明会であったのかを知りたい。

ニ、

当該事業説明会の主宰部門に関することであるが、業務の遂行を委されている部署を他署の部門にあるものが排除する行為は違法行為であるが、「新斎場建設準備室」はこうした条例・規則を誰から委譲されたのかを知りたい。

ホ、

重複するが火葬場の施行者は市長であり、その業務を担当している責任部門は都市計画部であり、その責任者が都市計画部長である。

要（かなめ）の地位にあたる都市計画部の責任者たる部長の行うべき都市計画法第66条の重要な説明を何故に市民部長が代行し、更に副部长たる新斎場建設準備室長が代弁し、肝心の都市計画部長も所轄職員も不在とは何たる変則的公務であるのかその理由を知りたい。

へ、  
巻頭に述べたが法第66条の趣旨に則る説明会を、いつ開催するのか早急に地域住民に知らせなければいけない。いつ頃開催するのか、その日時を知りたい。

ト、  
最後に「記」の一〇六について、川越市はいかように措置するのか総体的にご回答戴きたい。

私共は川越市民です。市民の持たざるを得ないこれら疑惑に関して、川越市は逃げないでしっかりと回答してください。

回答は十日以内に行政調査新聞社のホームページにお寄せ下さい。

以上